

会議録

| | |
|---|--|
| 会議の名称 | 第19回子どもの権利に関する条例策定委員会 |
| 開催日時 | 平成21年8月25日（火曜日）13時15分から15時00分まで |
| 開催場所 | 501会議室 |
| 出席者 | 出席委員：野村委員長、猪原副委員長、梅村委員、嶋田委員、古川委員、石田委員、小林委員 欠席委員：安部委員、中嶋委員、丸山委員 関係部署：教育企画課長、保育課長、児童青少年課長、子ども家庭支援センター長 事務局：大川部長、西東京市子育て支援課（森下課長、萩原子育て支援部主幹兼調整係長、倉本主査） |
| 議題 | 西東京市子どもの権利に関する条例要綱について |
| 会議資料の名称 | (1) 西東京市子どもの権利に関する条例要綱の解説 (2) 西東京市子どもの権利に関する条例の策定について（中間報告） |
| 記録方法 | 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| <p>野村委員長： 第19回子どもの権利に関する条例策定委員会を始める。</p> <p>当初の予定では、今年の8月までに委員会としての案をまとめるということで進めてきた。8月28日に今日とりまとめたものを市長に報告をすることになっているが、そこでは中間報告ということにする。本来であれば、ここで最終報告をするところだが、委員会としてやり残したことが沢山あるので、まずは、今日、要綱案として、条例の案文に比較的近いものを御審議いただいて、それをもって中間報告とさせていただく。その上で中間報告以降、今後、この中間報告をベースに委員会の中で議論を深めていくと同時に、特に市民参加、子ども参加を得ながら、条例の前文にあたるものものとりまとめをしながら、最終的な条例案に近いものを時間をかけて報告をさせていただきたい。</p> <p>梅村委員： 「広く意見を聴き」とは、パブリックコメントをもらうということか？</p> <p>野村委員長： パブリックコメントにとどまらず、特に子ども参加を得て、条例案の議論を深めていければと考えている。パブリックコメントよりは広く、かつ、フレキシブルにおこなっていければと考えている。</p> <p>梅村委員： それでは、この条例策定委員会自体も継続するということか？</p> <p>野村委員長： 継続する。 それでは、資料1「西東京市子どもの権利に関する条例要綱の解説」について、説明す</p> | |

る。これは、この委員会におけるこれまでの議論やアンケート調査結果などを元に、とりまとめたものである。

資料の説明

これを条例のベースとして市長への報告としたい。

嶋田委員：

7ページ(3)では、「...家庭や学校以外での施設、さらには地域など、」とある。また、(4)では、「家庭でも、保育園、幼稚園、学校でも、それ以外の施設でも、あるいは地域でも...」という書き方をしているが、意図的にこのように書いたのか？

野村委員長：

子どもがいるあらゆる居場所、子どもが安心できる居場所でそれが実現されるべきであろうということを入れた。

嶋田委員：

12ページの子どもに関する相談窓口について。現状の相談機関である子ども家庭支援センターのどか、子どもの発達センターひいらぎ、教育相談センターでも、なかなか相談を受けきれていない状況があるようだ。この条例案の中で、子どもに関する相談窓口は、どこに重点が置かれ、どこが相談を受けるようになるのか？

野村委員長：

解説の中では、身近な場所での相談機関、相談窓口として、この3つをあげたが、条例として規定すべきは、その体制を整えるということで、この3つ以外の相談窓口の整備というものも将来的には念頭に入ってくるかもしれないし、もちろん既存の3つの相談窓口を充実させていくという意味も入っている。それを条例の中に根拠づけるということだ。

嶋田委員：

子どもオンブズパーソンは5名というのだが、相談調査専門員の人数が定められていないが？

野村委員長：

子どもオンブズパーソンについては5名以内ということで、何名になるかわからないが、少なくともこれくらいの人数は必要なのではないかということで5名にしている。

嶋田委員：

相談調査専門員の人数を定めてはどうか？

野村委員長：

条例の中で定めるものかどうかという議論もある。

猪原副委員長：

若干名ということになるか。

野村委員長：

子どもオンブズパーソンの職務を補助するという主旨からすれば若干名では少ない。

嶋田委員：

相談調査専門員は非常勤か？

野村委員長：

基本的には非常勤であろう。その方の専門性をそのまま市の中で使ってもらおうという考えになる。

小林委員：

子どもオンブズパーソンについての詳細は、規則などで別に定められるのかどうか？

野村委員長：

それはあり得る。規則や内規のようなもので規定することはあると思う。

小林委員：

子どもの権利に関する条例がきちんと市の中で実行されているかどうかを検証するしくみは？

野村委員長：

川崎市では子どもの権利委員会という専用のしくみを持っている。意義はあるが、実は、これを動かしていくのは大変な労力が必要であるというのが実感だ。基本的に、オンブズパーソンにその機能を担わせるということにしている。その部分がオンブズパーソンの提言の部分で、検証等を踏まえて、制度改善を含めた提言をすることができるようにしている。

猪原副委員長：

6ページ5(1)について。いじめや虐待を発見した後どうするか？虐待を発見した後、通報をすることについても規定すればより良いのではないか。

野村委員長：

児童虐待防止法と児童福祉法の中で、誰に対しても通告義務が定められているので、むしろこの条例の中では活用の喚起を定めておけば法律との整合はとれる。

猪原副委員長：

条例だともっと身近なものになるので、むしろ条例の中での定めが必要ではないかと思った。

嶋田委員：

虐待などについては通報されるケースが少なくないが、子どものいじめについては通報するところがなく、子どもが自殺してしまうケースもあることから、条例の中に通報の規定を入れておくのもひとつの方法ではないか。

野村委員長：

虐待の通告先は児童相談所、市町村とはっきりしているが、いじめはどこに通告するのか必ずしも明らかではない。むしろ相談の窓口を広く開いておく、窓口を周知しておくということが重要。相談を受けた機関がきちんと対応していくことが重要だ。

嶋田委員：

だとしたら、相談機関についてきちんと書き込むべきではないか。現実として、アンケート調査では、いじめられた子どもが我慢してしまうケースが多かった。せっかく条例を作るのであれば、西東京市として何ができるのか考えるべき。

野村委員長：

子どものいじめの場合に、子どもの頭を飛び越えて、大人が通報することがいいかどうかを考えておかなければならない。子どもの意見や意向を尊重した上で、子どもが主体となって解決のできる救済機関を設けることのほうがはるかに重要である。

梅村委員：

ここに書かれているのは理念規定。具体的にこれがどう実現されていくのか。これを具体的に運用していく場合の権利の守り方はどうなのか？

野村委員長：

市の機関が6ページの8項目を保証していく必要がある。市の機関独自の問題としては9ページのところの子どもの育ちを支えている人を市が支援すること、それを計画的に実施するというを11ページで定めている。具体的にこれがどう実現されていくのかと

いう道筋を条例の中で規定しているものは少なく、書かれていたとしても必ずしも実現していないのが現実なので、御指摘の部分はかなりあると思うが、この程度にとどめた。

梅村委員：

オンブズパーソンが新設されることが強調されているように感じた。

野村委員長：

どのような規定を設けたにしろ、それが動くものでなければ意味はない。動くためのしくみをどのように設けていくのかが、条例づくりの工夫のしどころである。それがひとつはオンブズパーソンであり、川崎市の子どもの権利委員会であったりする。

相談・救済だけでなく、市の義務を動くものとするためにも、オンブズパーソンを位置付け、規定している。

猪原副委員長：

19ページ。事務局の設置の主体は市でよろしいか。だとすると、主語に「市は、」と入れてはどうか。

野村委員長：

そのようにする。

猪原副委員長：

2ページ。保育園の中には認証保育所、認可外保育室、無認可保育園なども入るのかどうか。

野村委員長：

保育園等とする。

嶋田委員：

東伏見コミュニティセンターは子ども施設かどうか。

野村委員長：

「子どもに関わる」ということでいかがか。

大川子育て支援部長：

19ページ。オンブズパーソン事務局のイメージは市の監査事務局のようなイメージか。独立した事務局のようなイメージか？

野村委員長：

監査委員は法律上位置づけられている。オンブズパーソン事務局は条例設置であるので、どこかの行政機構の下におかなくてはならない。その際に、例えば子育て支援課のひとつの机に事務局を置くのでは、子育て支援課についての相談がしにくいし、独立性を発揮できないので、もう少し上のレベルで位置付けておく必要があるかもしれない。工夫が必要になるだろう。イメージは、監査事務局のようなイメージだが、あれと同じような形で置けるかどうか検討が必要である。

猪原副委員長：

相談調査専門員へ引き継ぐまでの受付や簡単な聞き取りは事務局がやるのではないか。

野村委員長：

相談を受けるには、専門性が必要になる。

猪原副委員長：

簡単な相談事もあるのではないか。

野村委員長：

相談は相談調査専門員が受ける。これは川崎市や川西市で実際に行っている。

しかし、仕組み立てとして、事務局がいて、受付や簡単な聞き取りをして、相談調査専門員へ引き継ぐということもありえるかと思う。

猪原副委員長：

相談調査専門員だけですべてをカバーするのは難しいように思う。実際に動かしたときに、事務局は非常に大事になると思う。だとすれば、監査事務局のような体制が望ましいのではないか。

野村委員長：

相談調査専門員は、日常に常勤しているイメージ。そうでないとオンブズパーソンと分ける必要はない。相談機関からの相談も人権侵害事例からはあるかもしれない。

石田委員：

オンブズパーソンができたとして、相談窓口が平日なら平日、必ず1人は誰かいるという体制が必要だと思う。目黒区などは毎日ではなかったが。

野村委員長：

相談窓口は毎日開けることを想定している。オンブズパーソンは毎日でなくて良いが、相談調査専門員を毎日配置することを考えている。

西谷子ども家庭支援センター長：

議会の中では、オンブズパーソンは必要なのか？既存の相談機関を充実させればよいのではないかと意見が出ている。既存の窓口との違いや役割がわかるようになっていけばと思う。

野村委員長：

中には入っているところもある。既存の窓口と違うところや既存の窓口がやりやすいような勧告をすることもありうるというところで触れている。機能的に違う、対象としているところの違い、同じところもあるのだが、それでも役割分担はある。

小林委員：

オンブズパーソンは専門性ということよりも、むしろ自分の身の回りの人、誰にも言えないようなこと、悩みごとを、いつでも言える人、場所ではないのか？

野村委員長：

どういうオンブズパーソンづくりをしていくかは実際の運用で随分変わってくる。実際に相談を聴いてみないと、子どもの権利侵害事例がどうかかわからないということもある。

それでは、御指摘のあったところは訂正をして、市長に報告する。これは中間報告ということで、これをベースに議論を深めるということと、特に子ども参加を得て、前文をつくっていければ、理解も深まりながら、うまく条例案の成文化までもっていけるかと思うので、そういうスケジュールで進めていきたい。今後も引き続き、この委員会を継続させていただければと思う。

以上にて終了